

[学術論文]

熟議にもとづく成人に対する主権者教育論の展開

ーミニ・パブリックスおよびロトクラシーの議論に着目してー

A Proposal for a Theory of Citizenship Education for Adults Based on Deliberation: Focus on the Argument of Mini-Publics and Lottocracy

斉藤 雄次¹
Yuji Saito

はじめに

1. 投票によらない成人に対する主権者教育の意義
 - 1.1 現行の主権者教育概念の再検討
 - 1.2 投票にもとづく政治参加の限界と熟議民主主義
 - 1.3 ミニ・パブリックスの効果から導き出される熟議にもとづく主権者教育の可能性
2. 熟議民主主義の実践と成人に対する主権者教育
 - 2.1 国家規模の課題を扱うミニ・パブリックスと主権者教育
 - 2.2 地域規模の課題を扱うミニ・パブリックスと主権者教育
 - 2.3 ミニ・パブリックスの意義と課題
3. ロトクラシーの構想と成人に対する主権者教育
 - 3.1 ロトクラシーの議論とその主権者教育としての意義
 - 3.2 日本におけるロトクラシーの議論とその課題
 - 3.3 成人に対する主権者教育の実現を見据えたロトクラシーの構想

おわりに

要旨 2015年に選挙権年齢の引き下げが決まり、これまでに高校生に対する政治教育として主権者教育が行われてきた。だが、選挙における投票率という点に注目するならば、主権者教育が必要となるのは高校生に限らない。また、既存の主権者教育は、成人が念頭に置かれる場合も含めて、選挙や投票への参加が強調される傾向にあり、代議制民主主義の抱える様々な課題を解決するものであるとは言い難く、主権者教育のあり方は、対象だけでなく、投票以外の政治参加の方法も含めて見直される必要がある。そこで、投票ではなく熟議に政治参加の契機を見出す熟議民主主義の議論、特にミニ・パブリックスに関する議論に注目し、政治教育の対象に成人を含めることの意義について論じる。また、熟議民主主義の実践の制度化とも関わりのある、代表者を抽選で選ぶという政治学におけるロトクラシーの議論にも着目し、あらためて熟議にもとづく成人に対する主権者教育のあり方について検討する。

キーワード：熟議民主主義、主権者教育、市民参加、ミニ・パブリックス、ロトクラシー

¹ 日本文理大学経営経済学部・助教

はじめに

若者の政治的関心の低下や選挙における投票率の低下等の問題を背景として、2015年に選挙権年齢の20歳から18歳への引き下げが決まり、新たに有権者となった高校3年生や、その前段階である高校1、2年生に向けて、選挙管理委員会が各学校と連携して模擬投票を体験する機会を提供する、文部科学省と総務省が政治参加を促すための副教材を配布する、などの形で主権者教育が始まった。またその後行われた2016年の参議院選挙では、18・19歳の投票率は20歳代、30歳代の投票率を上回り、かくして、10代の若年層にも新たに政治参加の道が開かれるようになった。

しかしながら、政治参加の道の拡大は、10代の若年層だけに求められるものではない。2016年の参議院選挙の結果によれば、20・30歳代の人々は約3人に2人、あるいは2人に1人が投票をしておらず、そのほかの年代の人々も、約3人に1人が投票に参加をしていない²⁾。そしてこの傾向は、2019年の参議院選挙でも変わっていない。このように、現実の政治には国民の代表者たる政治家の選出に一部の国民の意思しか反映されておらず、選挙結果の正統性が担保されるためには、成人の政治に対する関心を高め、投票率を向上させることも重要となる。

ただし、投票率が向上しても、既存の選挙を中心とした代議制民主主義の抱える問題が解決されるわけではない。例えば男性と女性とで政策への関心は異なるが、女性の政治家が少ない現状では、日本においては女性有権者の意思は代表されにくくなっている(前田2019)。こうした点も踏まえるならば、成人の政治参加を促すための主権者教育とは、投票以外の方法も含めて様々な角度から検討されてよいであろう³⁾。

一方で、成人に対する主権者教育をめぐる議論に目を向けると、それらは選挙への参加が政治参加であるとの前提に立っている。例えば経済同友会は、1960年の安保闘争以降、具体的な政治的事象が学校教育で扱われにくくなった結果生まれた、主権者教育の「空白世代」に対しても主権者教育を充実させる必要があると述べている(経済同友会2018)。また、経済同友会は、企業研修等を通じた主権者教育が必要であるとも述べている(経済同友会2019)。さらに、総務省も、「若者から高齢者まで、常に学び続ける主権者を育てること」⁴⁾を目的とした成人向けの主権者教育教材を開発している。だが、これらの議論で想定されているのはいずれも選挙や投票である。加えて、総務省の教材の使用先として想定されているのは自治体における研修会となっており、この場合、研修会に呼ばれる特定の役職に就く人々や、初めからこうしたテーマに関心のある人々にしか、学習効果は及ばないであろう。

このように、現行の成人に対する主権者教育論は、選挙を中心とする代議制民主主義に人々を関わらせることに主眼が置かれており、その効果も広く成人に行き渡るものとなっていない。そのため、投票によらず効果の広く及ぶ成人に対する主権者教育の方法の検討には意義がある⁵⁾。

また、それに向けて有効であると考えられるのが、政治学における熟議民主主義の議論である。熟議民主主義とは、「人々の中の理性的な熟慮と討議、すなわち熟議を通じて合意を形成することによって、集会的な問題解決を行おうとする民主主義の考え方」(田村2008:2)である。この熟議

民主主義の議論では、熟議はどうあるべきかについて論じる規範的な研究に加えて、ミニ・パブリックスと呼ばれる現実の社会における人々の話し合いの試みを、熟議の実現に関わるものであるとみなす研究も進んでいる。そしてミニ・パブリックスに関しては、市民に対するエンパワーメントや教育効果の可能性も明らかになっている（Goodin 2008, Mackenzie and Warren 2012 etc）。

さらに近年は、議会の代表者を抽選で選ぶ、ロトクラシーとも呼ばれる議論も様々に展開されるようになってきている（レイブルック 2019、山口 2020a）。ミニ・パブリックスの参加者は、無作為抽出によって選ばれるケースが多いため、この点においてミニ・パブリックスの議論とロトクラシーの議論とは結びつくこととなる。また日本では特定の自治体による実験的な取り組みにとどまる傾向のあるミニ・パブリックスが、ロトクラシーという形で公式に制度化されるならば、より多くの人々に熟議への参加の機会が保障され、成人に対する主権者教育が広く実現する可能性もある。特に、ミニ・パブリックスをめぐる先行研究では、人々の市民性を高める教育の必要性についての言及は見られるものの、その具体的な内容までは検討されない傾向にある（佐藤 2018、田中ほか 2018）。そのため、ロトクラシーの議論も踏まえて成人に対する主権者教育論を展開することにはあらためて意義がある。

以上の問題意識にもとづき、本稿では熟議民主主義の概念をもとに、熟議にもとづく成人に対する主権者教育の意義や可能性について検討する。

1. 投票によらない成人に対する主権者教育の意義

主権者教育を子どもだけでなく成人に対しても行うことは、広く人々の政治参加の充実にもつながる。主権者としての意識を高める機会が人々に提供されることによって、人々の投票に対する意欲が高まり、それまで投票に参加していなかった人が実際に選挙で投票するようになれば、それは政治に積極的に参加する人が増えた、ということの意味するためである。ただし、選挙における投票によって人々の意思が確実に代表者に届くわけではない。本章では、そうした投票をめぐる課題をあらためて確認し、投票によらない成人に対する主権者教育の意義について検討する。

1.1 現行の主権者教育概念の再検討

序章の冒頭において、子ども、特に高校生を対象としてこれまでに主権者教育が展開されてきたことを確認したが、子どもに対する主権者教育の現状は、選挙や投票の観点から明らかにされる傾向にある。例えば文部科学省が 2019 年から 2020 年にかけて全国の高等学校等を抽出して行った調査においては、各学校の主権者教育の指導内容を問う設問で、「公職選挙法や選挙の具体的な仕組み」、「現実の政治的事象についての話し合い活動」、「模擬選挙等の実践的な学習活動」が選択肢として示されている。また、各選択肢を選んだ学校の割合も、それぞれ 84.6%、34.4%、47.3%となっており、選挙や投票に対する理解を促す学習は多くの学校で行われている（文部科学省 2020）。

だがそもそも、主権者教育という概念は、投票による政治参加にとどまるものではない。例えば文部科学省は、主権者教育を「単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせる」⁶⁾ことを目的とする教育であるとしている。

また、総務省と文部科学省が作成した主権者教育の副教材においては、国家・社会の形成者に求められる力が表1のように設定されている。この中には、「根拠をもって主張し他者を説得する」という記述や「自分の考えや意見を出し合い、他者の考えや価値観を受け入れる」という記述のように、自己と他者が話し合い、自己の意見を伝えたり、相互に理解を深めたりすることに関わる内容もある。

このように、主権者教育とは、選挙という代議制民主主義の仕組みを理解させるだけでなく、他者との関わりのもと、地域の課題を含む現実社会の課題について考えさせ、社会の担い手たる市民としての自覚を促すことをも含む概念となっている。しかしながら、先の文部科学省による調査で示されていたように、政治的事象に関する話し合い活動は学校現場において十分に行われているとは言い難く、子どもに対する主権者教育は選挙や投票に関する内容に重きが置かれている。

こうした主権者教育の選挙中心性については、主権者教育の副教材を分析した研究者によっても指摘されている。例えば新藤は、主権者教育の副教材においては国会議員の活動は紹介されるが、市民による政治家に対する異議申し立てや、デモなどの市民運動と政治家との関係については記述が不十分であるとして、その選挙中心性を批判している（新藤 2016）。政治の本質を異議申し立てや市民運動に見出す新藤の批判も踏まえるならば、主権者教育によって育成すべき主権者を「投票する主体」とのみ捉えては、そうした政治の本質が見逃されることになる。あらためて、主権者教育のあり方は再検討される必要がある⁷⁾。

表1 国家・社会の形成者に求められる力

能力	具体的説明
論理的思考力 (とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力)	自分の意見を述べる際には根拠をもって説明することが重要であることを理解するとともに、異なる立場の意見がどのような根拠に基づいて主張されているかを検討し、議論を交わす力
現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力	現実の社会においては様々な立場やいろいろな考え方があることについて理解し、それらの争点を知った上で現実社会の諸課題について公正に判断する力
現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決(合意形成・意思決定)する力	お互いに自分の考えや意見を出し合い、他者の考えや価値観を受け入れたり意見を交換したりしながら、問題の解決に協働して取り組む力
公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度	大きな社会変化を迎える中で、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きること、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していこうとする力

(総務省・文部科学省 2015: 30 より筆者作成)

1.2 投票にもとづく政治参加の限界と熟議民主主義

ここまで確認してきたように、現在の主権者教育は、子どもの場合でも成人の場合でも、投票による政治参加を促すことに焦点が置かれている。だが、それでは全員が投票するようになれば良いかといえば、実際のところはそうとも言い切れない。現状の市民が選挙を通じて代表者を選び、代表者が政治を行う代議制民主主義には、序章で述べた女性の政治参加以外にも様々な課題を指摘することができるためである。

一つは、適切な民意の反映という点である。例えば、現行の日本の選挙制度のもとでは、有権者は候補者に票を投じることはできても、候補者の抱える政策に直接票を投じることはできない。あくまで有権者に許されているのは、パッケージ化された政策を提案する候補者を選ぶことなのである（坂井 2016）。そのため、有権者の選好の全てが選挙の結果に反映されるわけではなく、ある有権者が心から望んでいない政策を、その有権者が票を投じた候補者が当選後に行うといったこともありうる。このように、民意の反映という点で見れば、多数決にもとづく選挙、またそれを背景とする代議制民主主義は必ずしも正しくて良いものであるとは限らなくなる⁸⁾。

また、代議制民主主義をめぐる課題にはほかに、ポピュリズムの問題も挙げられる。ポピュリズムとは、政治変革を目指す勢力が社会を動かしているエリート層や政治家、政党などを批判し、民衆の支持を集めてその主張を実現しようとする運動を指す（水島 2016）。近年は、移民の排斥を訴える極右主義のヨーロッパやアメリカにおける台頭、2016年のアメリカ大統領選挙におけるトランプの登場などによって、人権を基調とする自由民主主義が脅かされるなどしたが、ポピュリズム政党やポピュリスト政治家が力を増すことは、政治の不安定化にもつながる（水島 2016）。そしてその背景には、自己利益や周囲の空気にもとづいて熟慮を経ないままに投票を行う人々の存在も大きく関わっている。

このように、そもそも選挙を中心とする代議制民主主義は多くの課題を抱えているのであり、主権者教育の主眼が投票率を向上させることに置かれるままでは、主権者教育がこれまで以上に充実されたとしても、これらの課題は解決されないまま残り続けてしまう。

そこで、こうした投票による政治参加には課題があるとの認識のもと、投票によっては代表されえない人々の意思を意思決定に反映させることを目指す議論である、熟議民主主義論に注目する。熟議民主主義論においては、選挙にもとづく民主主義は、個々人の選好をただ集計したもの、集計民主主義であるとして批判される（田村 2008、Fishkin 2009=2011）。そもそも投票とは、その時点での個人の意見を反映する手段に過ぎず、議論を経て個人の意見が変わることは想定されていない。また、選挙にもとづく民主主義では、個々人は自分の考えに則って投票することになるため、その意見のもとになっているのが自己利益である可能性も高くなる（Young 1996）。

一方、熟議の場合は、人々は理由を述べ合う話し合いを通じて個人の意見を形成していき、そこでは「生の」意見ではなく「洗練された」意見が可視化されるようになるとされている（Fishkin 2009=2011）。また、熟議が行われると、人々は他者の意見を踏まえて自らの意見を形成するために、

その内容も、公的な利益にもとづくものになっていくとされている (Fishkin 2009=2011)。

このように、熟議には人々の熟慮を促す側面がある。そして熟議は、争点ごとに行うことも可能であり、その場合、代議制民主主義とは異なる形での民意の表出を可能にする。また熟議はポピュリズムの要因の一つである、私的な利益や感情に流されて人々が判断することに対する処方箋としても機能する可能性がある。そのため、熟議にもとづく政治参加を検討することには一定の意義がある。

1.3 ミニ・パブリックスの効果から導き出される熟議にもとづく主権者教育の可能性

また熟議民主主義論においては、「自薦（自己選出）又は無作為抽出によって選ばれた比較的少人数の市民によって構成される、熟議のためのフォーラムの総称」（田村 2017: 210）と定義され、広く市民に公共的な議論への参加を呼び掛ける、ミニ・パブリックスと呼ばれる実践についての研究も進められている。そしてこのミニ・パブリックスには、政治参加を積極的に行ってこなかった人々を包摂する可能性が指摘されている。例えば井手は、日本で行われたミニ・パブリックスの一つであり、地域の課題について市民が話し合う市民討議会という実践のうち、東京都三鷹市で2007年に行われた実践の結果に注目し、参加者49名のうち14名（28.6%）がこれまで選挙に一度も投票した経験のない人々であったと述べている（井手 2010）。

さらにミニ・パブリックスには、人々の政治参加に対する関心を高める可能性も指摘されている。例えば先述した三鷹市の市民討議会では、参加者のうち、行政主催の市民参加事業に参加した経験のある人々は49名のうち9名（18.4%）と全体の2割程度しかいなかったが、市民討議会後は、そうした活動に参加してみたいと答えた人の割合が、29名（61.7%）となったことが報告されている（井手 2010）。

このように、熟議には、人々の政治参加の機会を増やす側面や、参加の意欲を向上させる教育的効果もある⁹⁾。これまで日本においては、自分たちの住む地域の問題の解決に向けて、行政などに市民の声を届ける市民参加に関して、行政の主導によって進められ、関心の高い一部の人しか参加できないといった課題も指摘されてきた（藤井 2010、佐藤 2020）。ミニ・パブリックスにはこうした課題を解消する側面もあり、成人に対する主権者教育のあり方を考える上で有用であると思われる。

なお、ミニ・パブリックスのような取り組みの持つ意義は、政治参加をめぐる政治学の議論においても古くから指摘されてきている。例えば普通の市民の利害を代表する、選挙によって選ばれた代表者同士の競争によって多元的な利益が実現するとの立場に立つアメリカの政治学者ロバート・ダールは、後年には、代表者と普通の市民との間のズレを埋めるための手立てとして、「ミニ・ポピュラス」という構想を提唱している。これは、無作為抽出によって普通の市民を集め、特定の議題について議論させ、そこでまとまった意見を議会に届けるという発想であり、まさに熟議民主主義の実践に近い（Dahl 1985, Dahl 1989 etc）。

また、そもそも普通の市民が議論を通じてその能力を高めること、そうした人々の声を代議制民主主義に様々な形で活かしていくことの重要性は、古典的な政治学の議論においても指摘されてきた。例えばJ.S.ミルは、陪審員になるなど人々が公的職務に積極的に参加することによって、私的な利益だけでなく公的な利益をも考慮に入れるようになり、政治参加は「公共精神の学校」の役割を果たすことになると述べている（Mill 1876=1997）。そしてミルは、代議制民主主義を主張する論者ではあるが、人間を討論や経験によって自らの誤りを正すことのできる存在であるともみなしている（Mill 1874=2020）。

このように、普通の市民による熟議は代議制民主主義を補完する手法や実践として様々な論者によってみなされており、その教育的効果と合わせて注目に値する。特にミルの議論は、討論の意義や公的な出来事に対する関心の向上に言及する点において、総務省と文部科学省が「国家・社会の形成者に求められる力」としている能力との関連を見出すことができる。「投票にもとづく主権者教育」だけでなく「熟議にもとづく主権者教育」を構想することは、こうした政治学の議論を踏まえて新たな主権者教育のあり方を提唱することにもつながる。

なお、ダールやミルの議論は、熟議との関係からその意義を理解することも可能である。熟議民主主義に関する規範的な研究においては、人々が納得して受け入れ可能な結論を探し出す正統性に加え、他者の意見を踏まえて自身の意見を見直す反省性も、熟議の意義として認識されている（田村 2018）。ミルの議論は、討論などを通じた反省性の獲得という点では熟議とも関わりがあるとみなすことができる¹⁰⁾。そしてダールの議論は、そうしたミルの主張を現代の社会でも実践可能な方法として示しているともいえよう。熟議にもとづく成人に対する主権者教育論の意義は、こうした点からも導き出される。

2. 熟議民主主義の実践と成人に対する主権者教育

前章では、政治学における熟議民主主義の議論のうち、主にミニ・パブリックスに関する議論や、政治学における政治参加をめぐる議論をもとに、主権者教育のあり方を見直すことを提唱した。特に、主権者教育副教材によって示される「論理的思考力」、「現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力」と熟議には、根拠を明らかにして他者と議論し、合意形成を目指すという点で共通する部分がある。また、「様々な立場やいろいろな考え方があることについて理解」という記述や「公共的な事柄に自ら参画する」という記述からは、自分の立場に固執せず公益を志向する市民像を読み取ることができ、「現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力」、「公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度」もまた、熟議と関わりのあるものであるとみなすことができる。そこで、これら4つの力を、熟議にもとづく主権者教育の効果と捉え、本章では、熟議民主主義の実践として知られるミニ・パブリックスの、主権者教育としての効果や課題、可能性について検討する。

2.1 国家規模の課題を扱うミニ・パブリックスと主権者教育

ミニ・パブリックスの中には、国家規模の課題が広く市民の議論の対象とされた実践が存在する。例えば、日本で2012年に民主党政権による支援のもと実施された「エネルギー・環境の選択肢に関する討論型世論調査」は、政府が採るべきエネルギー政策をめぐって、社会の縮図となるように全国の中から無作為に選ばれ、参加の意思を示した市民285名が議論を行っている。

この討論型世論調査という手法のもとでは、事前に中立的な観点から作成された資料を参加者に読んでもらい、その後、参加者同士で議論、また参加者と専門家とで質疑応答をしてもらうという構成がとられている。また参加者は、資料を読まない段階、資料を読んだ段階、議論や質疑応答を経験した段階のそれぞれにおいて、議論のテーマに対する意思決定を行っており、資料の熟読や他者との議論を経て、参加者が自分の生活に引き寄せて意見を構築する場面や、高齢者が若者世代の立場を考慮に入れて意見を形成する場面も2012年の実践において見られたこと、こうした特徴を持つ討論型世論調査は、「学ぶ、考える、話し合う」世論調査と呼ぶことも可能であることが、曾根らによって報告されている（曾根ほか2013）。

以上の点に注目するならば、討論型世論調査というミニ・パブリックスは、成人に対する主権者教育という観点からもその意義を説明することが可能であるように思われる¹¹⁾。

第一に、討論型世論調査の参加者は自分の思いつきで意見を述べるだけでなく、提供された資料や専門家の持つ情報から、議論されるテーマに関する知識などを獲得して、その内容を自身の主張の根拠に加えていくことになる。そのため、参加者は、熟議を通じて主権者教育における「論理的思考力」を獲得し、発揮していると考えられる。

第二に、討論型世論調査の参加者に討議前に提供される資料は、議論の対象となるテーマに対する賛成の立場の見解、反対の立場の見解を踏まえて作成されており、参加者との質疑応答を行う専門家も、テーマに対して賛成の立場の人物と反対の立場の人物が呼ばれる。そのため、参加者は様々な角度からのデータや主張にもとづいて当該テーマについて考えることになる。また、参加者は他者と議論する過程において、自身だけでは出てこない多様な見解に触れることになる。そのため、参加者は「多面的・多角的に考察し、判断する力」を獲得し、発揮していると考えられる。

第三に、討論型世論調査においては、参加者には最終的な合意形成は求められないが、資料の情報に目を通したり、他者の主張に耳を傾けたりしながら、随所で意思決定を行っている。特に、2012年に行われた実践においては、当初は自分とは異なる立場の人々ばかりを見て話をしていた参加者が、のちに立場を明確にせず議論の中でも発言していなかったサイレント・スピーカーの人々を見て話すようになったことや、サイレント・スピーカーの発する疑問が原子力発電の賛成派、反対派に新たな気づきを提供していたこと、参加者全体の73%が事後アンケートで、「自分と違う立場の人から多くを学んだ」と回答したことも報告されている（曾根ほか2013）。このように、人々が互いに影響を与え合い、認め合う空間が形成されている点に注目するならば、討論型世論調査は「協働的に追究し解決する力」の育成にも、関わっている可能性がある。

第四に、討論型世論調査のもとでは、「公共的な事柄に参加しようとする態度」の下地も涵養される可能性がある。例えば2012年に行われた実践においては、最初に議論を始めた時にはエネルギーや環境の問題に関する議論は専門家に任せればよいと考えていた人々が、自分の生活と照らし合わせて原子力発電の是非について意見を述べるようになったことや、二酸化炭素の排出が増え、地球温暖化が進んだ社会で生活を送り続けるのは若年世代であり、若年世代の利益のことも踏まえなければならない、と考えた高齢世代の参加者もいたことなどが報告されている（曽根ほか2013）。このように、参加者が議論のテーマを他人事ではなく自分事であるとみなすようになっていく点などに注目するならば、討論型世論調査は「公共的な事柄に参加しようとする態度」を育成するきっかけをも、参加者に提供している可能性がある。

2.2 地域規模の課題を扱うミニ・パブリックスと主権者教育

ミニ・パブリックスの主権者教育としての効果は、普通の人々にとってより身近な地域の課題を主に扱う市民討議会の実践の中にも現れている。

例えば無作為抽出によって10代から2名、20代から3名、30代から3名、40代から10名、50代から14名、60代から15名、70代から8名、80代から1名の合計56名（男性31名、女性25名）が選ばれ、そのうち41名が2日間の全日程に参加した、2011年に群馬県の高崎市で行われた市民討議会「たかさき市民討議会 VOICE2011」では、参加者は「健康・福祉」、「教育・文化」、「環境・安全」、「産業・観光」、「都市・建設」、「地域・自治」の分野の順に話し合いを行った。それぞれの分野には複数の課題が設定されており、参加者は、情報提供者からの情報提供を受けたのちに、複数の課題の中から自らが重要だと思う課題を、理由を付して1位から3位まで選ぶ。そして、その結果をもとに他の参加者と議論をし、合意の形成、および結果の発表を行っている（佐藤2020）。ここで、理由を付しての議論が重視されている点に注目するならば、参加者の中には「論理的思考力」の下地が育成されている可能性がある。

また、特に注目に値するのが、あるグループで行われた「健康・福祉」分野の討議の様子である（図1）。「健康・福祉」分野では、①保健医療の充実、②地域福祉の推進、③高齢者福祉の充実、④障害者福祉の充実、⑤児童福祉の充実、⑥社会保障制度の充実、の6つの課題の中から順位付けが行われるが、このグループの構成員のうち、当初は自身の立場から意見を述べていたNo.31、No.33、No.40の3名は、討議後には他世代の立場や利益に目を向け、意見を変えている。そして、このグループだけでなく、もう一グループにおいても同様の結果が見られたという（佐藤2020）。これは、自分以外の視点に気づいたり、他者の意見を受け入れたり、公益を志向したりするようになっていくという点において、「現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力」や、「現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力」、「公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度」の下地もまた、市民討議会を通じて参加者に育成されつつあるともみることができるようになる。



(注) 図中の丸数字は課題番号をさす

図1 高崎市の市民討議会におけるあるグループの発言の内容 (佐藤 2020: 147 より一部改変)

さらに、高崎市の市民討議会に関しては、別の結果からも参加者の公共的な事柄に関する関心の高まりを指摘することができる。例えば、参加者41名に対する事後アンケートの設問「討議を終えた現在、あなたは市政やまちづくりに関心があるか」の結果、参加者のうち30名が「非常にあ

る」、8名が「多少ある」と回答しており、参加者全体の9割近くが公的なものに対する関心を高めている（佐藤 2013）。このように、地域規模の課題が扱われ、地域で行われるミニ・パブリックスに関しても、主権者教育との関わりは示唆される。

2.3 ミニ・パブリックスの意義と課題

このほかミニ・パブリックスには、専門性または利害関係を有する証言者から情報提供を受けたのちに、証言者に対する質疑応答や参加者同士の議論を行い、最終的に自治体などに勧告を出す、市民陪審と呼ばれる取り組みもある（篠原編 2012）。近年は 2019 年に北海道で、札幌市とその近隣 8 市町村に住む無作為抽出によって選出された 18 歳以上の市民を対象に、「脱炭素社会への転換と生活の質に関する市民パネル」が開催されており、これは、脱炭素社会の実現という、地球規模で解決が求められる課題について、立場や意見の異なる市民が合意することができるかを検討した社会実験となっている（脱炭素社会への転換と生活の質に関する市民パネル実行委員会 2019）。そしてこの社会実験においては、参加者から、「脱炭素に向けてこれからの生活の質を落とさないよう、知恵を使って生活していきたい」という、自身の生活に照らし合わせて活動を振り返る感想や、「資源に恵まれている北海道に居住していることによって、こうした問題を他人事として考えてきたかもしれない」という、これまで問題を自分事として捉えようとしてこなかったことあらためて気づいたとする感想も寄せられている（脱炭素社会への転換と生活の質に関する市民パネル実行委員会 2019）。

また近年では、民間団体である構想日本が自治体を支援する形で行われる、無作為抽出で選ばれ参加を承諾した住民が地域の課題について議論し、合意事項を提言として行政に届ける、住民協議会というミニ・パブリックスに類似した取り組みも、複数の自治体で開催されている。そしてその効果として、女性の積極的な参加や住民の行政に対する関心の向上なども指摘されている（相川 2019）。あらためて、ミニ・パブリックスの実践は、参加した成人に対して主権者教育の機会を提供するものとしてもみなすことができる。

ただし、ミニ・パブリックスをめぐるのは、熟議参加者間でなされた合意形成の結果が、熟議の非参加者によって「自分たちの代表が決定したことであり、それに従うことができる」とみなされるとは限らないという問題、またミニ・パブリックスの参加者は無作為抽出で選ばれているが、参加を辞退する権利も認められているために、集まった参加者の構成が純粋な社会の縮図とならないという問題も残されている（坂井 2018）。この参加者と非参加者の接続という点も考慮しなければ、単純にミニ・パブリックスを実施しても、主権者教育の効果もその参加者という狭い範囲に限定されてしまうことになる。

この問題の緩和や解消を考えるために、ここで海外におけるミニ・パブリックスの事例に注目してみたい。例えばアイルランドでは、2015 年に憲法改正をめぐる無作為抽出によって選ばれた市民による熟議が行われるとともに、その後、市民の熟議の結果が上下両院、政府の審議を経て国

民投票にかけられている。またこの国民投票の結果、投票権を持つ様々な市民が、隣人と憲法改正のあり方について熟議したり、各政党などから情報提供を受けたりするなどして、自身の判断に向けた材料を集めたことも報告されている（徳田 2020）。これは、無作為抽出にもとづいて行われる熟議の非参加者であっても、国民投票に先立つ過程で熟議に参加することが、制度設計次第で可能であることを示している¹²⁾。また、これは成人に対する主権者教育の観点でいえば、「多面的・多角的な判断力」や「現実社会の諸課題をめぐって意思決定する力」、「公共的な事柄に関わろうとする態度」などの下地も、国民投票という営みを通じて育成されていた可能性がある。

さらに、フランスやイギリスでも 2019 年から 2020 年にかけて、市民を無作為抽出によって集め、脱炭素社会のあり方について熟議をしてもらう気候市民会議が行われている。例えばフランスでは当初、熟議の結果まとめられた市民の提言は、フィルターにかけられることなく大統領および政府に渡され、その後、国民投票にかけられたり、会議採決、もしくは直接行政命令として適用されたりすることになっていた（環境政策対話研究所 2021）。

このように、海外のミニ・パブリックスの実践は、参加者と非参加者とを接続し、その効果を広く波及させることに重点が置かれており、幅広く成人に対する主権者教育のあり方を考える上でも参考になる。

3. ロトクラシーの構想と成人に対する主権者教育

ここまで、熟議民主主義の実践と主権者教育との関係について考察してきたが、近年政治学では抽選によって代表者を選出する抽選制の意義があらためて注目されつつあり、熟議民主主義の実践と抽選制の議論は相互に関係してもいる。そこで本章では、抽選による民主主義としてのロトクラシーに着目して、成人に対する主権者教育のあり方について検討する。

3.1 ロトクラシーの議論とその主権者教育としての意義

政治学におけるロトクラシーの議論は、近年様々な研究者によってなされてきている。例えばピエール・エティエンヌ・ヴァンダムとアントワーヌ・ヴレー・アムランは、選挙中心の代議制民主主義の問題点として、プロの政治家が裕福で学歴の高い白人の男性に偏りやすいことを指摘し、そうした状況が抽選を代表者の選出に用いることによって緩和されるとしている（Vandamme and Hamelin 2017）。またトム・マレソンは、政治的平等、有権者による統制、公平な熟議、能力の4つの観点で選挙制と抽選制を比較し、前者は有権者による統制や代表者の能力という点で、後者は政治的平等や熟議という点でそれぞれ優れているとしている。そしてマレソンは、選挙と抽選を組み合わせて立法府を構成することを主張している（Malleon 2018）。

こうしたロトクラシーの議論は、ここまで確認してきた熟議民主主義の実践とも深い関わりがある。もし抽選によって選ばれた普通の市民に熟議の機会を与える形でロトクラシーが行われる

ならば、それはミニ・パブリックスのような取り組みが国家や政府によって制度的に保障されることを意味するためである。また、ミニ・パブリックスの意義は実際に、抽選制の意義を主張する論者によっても認識されている（レイブルック 2019）。さらに、先に確認したアイルランドやイギリス、フランスの事例は、公式の政治的意思決定を補うものとして普通の市民による熟議が位置づけられている点に注目すれば、このロトクラシーの先駆けとしてもみなすことができるであろう。

特にミニ・パブリックスは、あくまで実験的な手法であり、その実施の判断、また結果を政策決定に活用するかどうかの判断は、国家や自治体に委ねられているのが現状である。すなわち、国家や自治体によって、成人に対する主権者教育の効果が及ぶ地域と、及ばない地域が存在する。だが熟議を取り入れたミニ・パブリックスが制度化され、国家や自治体規模でロトクラシーが実現するならば、こうした政治参加の地域差は解消されるであろう。さらに、その取り組みが議会や政府など公式の意思決定機関に接続されるだけでなく、住民投票などの形で熟議の非参加者も関与できるようになれば、より多くの成人に主権者教育としての効果が及ぶことになる。成人に対する主権者教育とロトクラシーは、この点においても結びつくこととなる。

3.2 日本におけるロトクラシーの議論とその課題

ところで、ロトクラシーに関する議論は海外だけでなく、日本でも行われるようになってきている。例えば岡崎は、日本の参議院を、19～22歳の若年層 200名と 60～64歳の高齢層 200名の計 400名からなる抽選制の市民院に変え、市民院に衆議院の審議が適切に行われているかどうかを審議する権限を与えることを提唱している。この市民院に関しては、1年ごとに各年齢層 50名を抽選で補充し、入れ替えることが想定されており、任期は数年に及ぶとされている（岡崎 2019）。

また山口も、岡崎同様に参議院を抽選制の議会（籤院）に変え、一会期の任期のもと、選挙制の議会で一定数の反対があった法案を対象として、籤院の議員に法案の採否をあらためて検討させる構想を提案している（山口 2020b）。

これらの先行研究では、議会にロトクラシーが実現することで、選挙中心の代議制民主主義に内在する問題、例えば選挙によって選ばれる議員が所属する政党の決定に縛られるといった問題が緩和されると考えられている。そのため、これらのロトクラシーの構想は選挙中心の民主主義を批判的に検討する視点を有している。またこれらの先行研究における構想では、無作為抽出によって選ばれた市民は選挙によって選ばれた議員による議論に耳を傾けた上で決定を下すため、その議論に触れる過程で当該争点に対する理解を深めたり、意思決定に関わる過程で公的な出来事に対する関心を高めたりする効果、すなわち主権者教育としての学習効果も、現れる可能性がある。このように考えるならば、これらの先行研究は成人に対する主権者教育と関連づけることも可能であろう。

ただし、これらの先行研究では、普通の市民同士による熟議が想定されていない。それは、市民に熟議することまで求めた場合、時間的・心理的な負担が重くなり、辞退率の増加につながるから

であるとも考えられる。しかしながら、熟議の過程がなければ、成人に対する主権者教育により身につく力の一つである「協働的に追究し解決する力」は育成されないままとなり、育成される能力に偏りが生じることとなる。また、熟議の意義については、熟慮だけでなく熟議の機会があることによって、個人の意見がより明確になる、事実に関する誤解を訂正する機会を得ることができるなどの効果も指摘されている（田中ほか2018）。そのため、熟議にもとづくロトクラシー構想についてもあらためて検討する必要がある。

加えて、岡崎の先行研究では抽選の対象となる年齢層が若年層と高齢層に絞られており、それ以外の年齢層を含む成人全体にその効果が広がっていかないという課題もある。さらに、これらの先行研究はいずれも、議会の構成を変える提案にとどまっており、非参加者との関係については検討されていないし、その対象となる立法府も国家規模のものにとどまっている。だが、ロトクラシーの議論においては、ロトクラシーに市民教育の契機を見出し、連邦議会だけでなく地方議会におけるロトクラシーの可能性に言及する論者もいる（Zakaras 2010）。成人に対する主権者教育を考える上では、こうした点も踏まえて制度設計を行う必要がある。

特に地域規模のロトクラシーが熟議を取り入れる形で実現するならば、全国の自治体単位でミニ・パブリックスが実施されることになり、国家規模のロトクラシーよりも、より多くの人数を公共的な課題をめぐる議論に巻き込むことができる。また、地域規模のロトクラシーで扱われる課題が市民討議会のように住民にとって身近なものであれば、住民は自分達がその地域に住み続ける上で向きあわなければならない課題として、それらをあらためて認識することにもなる¹³⁾。

さらに、地方議会においても国会同様、議員が高齢層を中心に構成され、議会が社会の縮図となっていないという問題や女性が少ないという問題は存在する（地方議会・議員のあり方に関する研究会2020）。また過去には、なり手の少ない町村議会の将来的な姿として、地方議会をごく少数の地方議員とくじその他の方法で有権者から選ばれた議会参画員からなる、集中専門型の議会が、総務省の町村議会のあり方に関する研究会から出されている（町村議会のあり方に関する研究会2018）。そのため、地方議会の抱える課題を乗り越えるという点でも、地域規模のロトクラシーを検討することには意義がある¹⁴⁾。

3.3 成人に対する主権者教育の実現を見据えたロトクラシーの構想

ここまでの議論を踏まえて構想される、本稿における主権者教育の実現を見据えたロトクラシーの試案は以下ようになる。まず国家規模のロトクラシーに関しては、選挙で選ばれた25歳以上の議員によって構成される常設の選挙院と、18歳以上の無作為抽出によって選ばれた市民によって構成される非常設の抽選院の二院制とし、選挙院で特定の争点に対する法案の賛否が分かれた際に、抽選院が開設される。また抽選院の任期は1ヶ月、定数は熟議のしやすさ等も考慮して100名とし、1ヶ月後には構成員を入れ替える。そして、構成員は男女比や年齢などの属性が社会の縮図となるように無作為抽出されるとともに、止むを得ない事情がある場合、裁判員制度やミ

ニ・パブリックスと同様に辞退も認めることとする。これにより、抽選院の構成員が入れ替わる回数が増え、岡崎や山口の構想に比べて多様な市民、短期間に一人でも多くの市民に、政治に関わる機会を提供することが可能になる。

また、抽選院では選挙院における議論も踏まえて市民同士が熟議を行い、市民は議決を行うと同時に、賛否の理由などをまとめた報告書を作成し、選挙院に提出する。そして、抽選院から選挙院に議論が移った法案は、選挙院で可否の判断がなされ、可決の場合は国民に判断の材料となる情報が十分に提供され、熟議の機会が保障された上での国民投票が実施される。そして、そこで一定数の賛成がえられれば、最終的に法案が成立する。こうした形でロトクラシーを展開するならば、「協働的に解決する力」も含めて主権者としての能力が抽選院の人々に育成され、抽選院の非参加者である大勢の一般市民にも、公共的な議論に関わる機会を保障することができると思われる。

一方、地域規模のロトクラシーに関しては、基本的な仕組みは国家規模のロトクラシーと同様とする。ただし、地域規模のロトクラシーの場合は、住民が一箇所に集まることが国家規模のロトクラシーに比べて容易であり、住民の生活に身近で早急に解決の求められる問題も討議の対象とできるため、同時に争点ごとの抽選院を複数設けることも可能とする。

なお地域規模のロトクラシーに関しては、選挙市民審議会が抽選制の市民議会を設けることを提唱しており、そこでは市民が熟議すること、市民議会の任期を一年とすること、扱うテーマを一つに絞ることなどが想定されている（選挙市民審議会 2020）。だがこの方式では、参加できる住民の数が制限され、主権者教育としての効果が及ぶ範囲も狭くなる。そこで、国家規模の課題に比べて住民にとってより身近で重要度の高い地域の課題を扱うロトクラシーでは、課題ごとに抽選院を同時に開くことを認め、より多くの人々に参加の機会を保障する。

おわりに

本稿では、成人に対する政治教育としての主権者教育の意義や可能性について、政治学における熟議民主主義の議論も踏まえて検討した。その結果、投票によらない政治参加を促す側面を持つ熟議民主主義の実践は、成人に対する主権者教育としても位置づけることが可能であることを示すことができた。また政治学におけるロトクラシーの議論が、成人に対する主権者教育の推進につながる可能性も見出すことができた。

一方で、今後の課題は、投票を軸とした主権者教育と対話を軸とした主権者教育の関係を詳細に検討することである。政治学の議論においては、小野の「投票率向上のためには『政治的有効性感覚』を高めることが重要なのであり、そして政治に対する理解力や信頼感がそのための前提とされているのである」（小野 2009: 40）との主張に象徴されるように、自己の投票行動によってもたらされる満足感としての政治的有効性感覚に注目する議論も存在する。また 1997 年にイギリスで実施された総選挙をテーマとする討論型世論調査では、議論前に投票の意思を示した人々は参加者全体の 82%であったが、議論後には 96%の人が実際に投票したことがフィッシュキンによって報告

されている (Fishkin 2009=2011)。こうした事例も踏まえるならば、熟議にもとづく主権者教育は、投票率の向上にもつながる可能性をも秘めている。このように、投票にもとづく主権者教育論の視点も含めて成人に対する主権者教育のあり方を検討することは、今後の課題である。

さらに、地域規模のミニ・パブリックスやロトクラシーは、参加者の公的な出来事に対する関心が高まるという効果だけでなく、関心が高まった結果、参加者自身が積極的に社会的な活動に関わるようになるなど、地域コミュニティの担い手を生み出すことにもつながる可能性がある。また、これらの取り組みが女性の政治参加の促進につながるかどうか、オンラインでも同等の効果を得られるかどうか、市民の意見の最終的な反映と主権者教育がどのように関わるかといった、今回、紙幅の都合で十分に論を展開することができなかった論点も存在する¹⁵⁾。こうした論点の検討も、今後の課題としたい。

【謝辞】

本稿の草稿は、名古屋大学の田村哲樹先生の大学院ゼミ（オンライン）で報告させていただき、田村先生をはじめ参加者の方々から貴重なコメントをいただくことができた。また、田村先生、大学院ゼミに参加されていた東京大学大学院生の山口晃人氏や早稲田大学大学院生の小須田翔氏、そして大学院博士後期課程在籍当時の指導教官であった名古屋市立大学の伊藤恭彦先生には、草稿やそのもととなる原稿を送付させていただいた際に、本稿の質の向上につながる大変有益なコメントの数々を賜ることができた。本稿を執筆する上でお世話になった全ての方々に、心より感謝申し上げたい。

注

- 1) 総務省「国政選挙の年代別投票率の推移について」(https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendaibetu/。2022年5月29日最終閲覧)。
- 2) このほか、2016年の参院選における全年代の平均投票率も50%前後となっており、これはスウェーデンのように8割以上の国民が投票する国の投票率と比べても低い。
- 3) 女性の政治参加をめぐる問題にはほかにも、家事や育児などを主に担うのが女性であるために、選挙への立候補や政治活動が男性に比べて負担になる、などの問題も考えられよう。
- 4) 総務省「主権者教育のための学習教材」(https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/gakusyuu/index.html。2022年5月29日最終閲覧)。
- 5) なお海外の先行研究においては、成人に対して投票を促進する教育の意義を認めると同時に、成人に対する教育として、論争志向のカリキュラムが必要であるとの主張も見られる (Collins 2001=2002)。
- 6) 文部科学省「「主権者教育の推進に関する検討チーム」中間まとめ—主権者として求められる力を育むために—」(https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1369157.htm。2022年5月29日

最終閲覧）。

- 7) なお、主権者教育が投票に限らないものであることは、かつて総務省によっても言及されていた。例えば総務省は、主権者を「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく」（常時啓発事業のあり方等研究会 2011: 5）者と定義したことがある。
- 8) そもそも多数決には、選択肢が3つ以上あるときの票の割れに弱く、個人の優先順位が決まっても、やり方によっては社会の優先順位が決まらないといった課題も存在する。そのため民意とは、選挙の仕方によっても変わってくるのであり、正しいものが既にそこにあるというわけではない（坂井 2016、前田 2019）。
- 9) このように、市民が政治への参加を通じてその能力を高めていくとの指摘は、参加民主主義論の論者であるキャロル・ペイトマンによってもなされている（Pateman 1970=1977）。
- 10) 実際に、ミルの議論は熟議民主主義の論者であるシモーネ・チャンバースによっても参照されている（Chambers 2018: 60）。
- 11) なお討論型世論調査に関しては、経済同友会によってもその意義が認識されている（経済同友会 2018）。ただし、その知見と成人に対する主権者教育とは関連付けられていない。
- 12) こうした熟議型の国民投票は、自治体内で行われる住民投票にも応用することが可能であるとされている。例えば徳田は、自身も関わった、茨城県内の原発再稼働に向けた住民投票の実現を目指す社会運動を例として、熟議型の住民投票の可能性について考察している（徳田 2020）。熟議の契機が含まれることで、国民投票や住民投票は「投票」であったとしても、私益だけを反映するわけではなくなり、熟議民主主義が忌避する集計民主主義とは異なるものとなる。
- 13) 地方自治のように公共的な領域に市民が参加することの意義は、フランスの思想家トクヴィルによっても重視されている。トクヴィルは、地域自治への参加によりもたらされるものとして、市民が自由に慣れることを挙げ、それを学校の教育機能に例えている（トクヴィル 2005）。
- 14) ただし集中専門型議会に対しては、専門的議員の人数が3～5名となっており、議員の多様性が確保されないことなども課題として指摘されている（榊原 2018）。このように、既存の議会の規模を縮小することに対しては、反発もまた寄せられやすい。
- 15) ミニ・パブリックスに関しては女性の割合や発話機会の問題もこれまでに指摘されている（小須田 2018 など）。また、北海道で開催された市民パネルはその後、より発展した形の「気候市民会議さっぽろ」として実施されており、その形式は、新柄コロナウィルスの流行を受けてオンラインによる熟議となっている。そしてオンラインの意義は、岡崎や山口のロトクラシー構想においても検討されており、オンライン熟議を国家規模、地域規模のロトクラシーに導入することができれば、人々が自宅からでも参加しやすくなる、交通費を支給する必要がなくなるなど、熟議の機会を保障するための障壁も低くなると考えられる。

参考文献

相川俊英（2019）『自治体職員のための住民と共につくる自治のかたち—人口減少、無関心、担い

手不足を乗り越えて一』第一法規。

井手弘子 (2010) 「市民同士の熟議／対話—日本における市民討議会の実証研究—」 田村哲樹 (編)

『語る—熟議／対話の政治学—』 風行社、pp.235-265。

岡崎晴輝 (2019) 「選挙制と抽選制」 信山社『憲法研究』第5号、pp.87-96。

小野耕二 (2009) 「政治学の実践化への試み—政治参加の拡大に向けて—」 日本学術協力財団『学術の動向』第14巻10号、pp.36-49。

環境政策対話研究所 (2021) 「欧州気候市民会議—市民から変える脱炭素社会のゆくえ—」 (<https://drive.google.com/drive/folders/1IihLXqCUUKgoJkNfTuYmwahAi7ber718>。2022年5月29日最終閲覧)。

経済同友会 (2018) 「2017年度 政治・行政改革委員会〈活動報告書〉」 (<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/uploads/docs/b95cf96a56b7ac7375aef4419948b4923fd3dd18.pdf>。2022年5月29日最終閲覧)。

経済同友会 (2019) 「主権者教育の充実で、あるべき民主主義の実現を—健全な社会を次世代に手渡すために—」 (<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/uploads/docs/190415a.pdf>。2022年5月29日最終閲覧)。

小須田翔 (2018) 「熟議民主主義論における規範と経験の協働—ミニ・パブリックス実験を通じた考察—」 日本政治学会 (編) 『年報政治学 2018- I 政治と司法』 木鐸社、pp.225-247。

坂井豊貴 (2016) 『「決め方」の経済学—「みんなの意見のまとめ方」を科学する—』 ダイヤモンド社。

坂井亮太 (2018) 「非参加者のためにミニ・パブリックスはどうあるべきか—決定方略と判断集約の観点から—」 秀明大学『秀明大学紀要』第10号、pp.135-163。

榊原秀訓 (2018) 「町村議会のあり方研究会報告と2040議会」 自治体研究社『住民と自治』第672号、pp.28-32。

佐藤徹 (2013) 「討議デモクラシーの実践過程—市民討議会の到達点と課題—」 別府大学地域社会研究センター『地域社会研究』第22号、pp.2-11。

佐藤徹 (2018) 「無作為抽出方式による市民討議会の参加承諾者の特徴に関する実証分析—サイレント・マジョリティの背中を押せたか—」 日本行政学会『年報行政研究』第53巻、pp.121-141。

佐藤徹 (2020) 「無作為抽出方式による市民討議会の討議の実態を探る」 村田和代 (編) 『これからの話し合いを考えよう』 ひつじ書房、pp.133-153。

篠原一 (編) (2012) 『討議デモクラシーの挑戦—ミニ・パブリックスが拓く新しい政治—』 岩波書店。

常時啓発事業のあり方等研究会 (2011) 「「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書—社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を目指して—新たなステージ「主権者教育」へ—」 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000141752.pdf。2022年5月29日最終閲覧)。

新藤宗幸 (2016) 『「主権者教育」を問う』 岩波書店。

- 選挙市民審議会（2020）「選挙・政治制度改革に関する答申—市民を主体とした民主主義の確立に向けて—」。
- 総務省、文部科学省（2015）「私たちが拓く日本の未来—有権者として求められる力を身に付けるために—」（https://www.soumu.go.jp/main_content/000690326.pdf。2022年5月29日最終閲覧）。
- 曾根泰教、柳瀬昇、上木原弘修、島田圭介（2013）『「学び、考える、話しあう」討論型世論調査—議論の新しい仕組み—』木楽社。
- 脱炭素社会への転換と生活の質に関する市民パネル実行委員会（2019）「脱炭素社会への転換と生活の質に関する市民パネル報告書」（<http://hdl.handle.net/2115/76146>。2022年5月29日最終閲覧）。
- 田中愛治、川出良枝、井柳美紀、西澤由隆（2018）「結論」田中愛治（編）『熟議の効用、熟慮の効果—政治哲学を実証する—』勁草書房、pp.179-196。
- 田村哲樹（2008）『熟議の理由—民主主義の政治理論—』勁草書房。
- 田村哲樹（2017）『熟議民主主義の困難—その乗り越え方の政治理論的考察—』ナカニシヤ出版。
- 田村哲樹（2018）「「主体的」ではない熟議のために—予備的考察—」村田和代（編）『話し合い研究の多様性を考える』ひつじ書房、pp.211-226。
- 地方議会・議員のあり方に関する研究会（2020）「地方議会・議員のあり方に関する研究会 報告書」（https://www.soumu.go.jp/main_content/000708970.pdf。2022年5月29日最終閲覧）。
- 町村議会のあり方に関する研究会（2018）「町村議会のあり方に関する研究会 報告書」（https://www.soumu.go.jp/main_content/000540724.pdf。2022年5月29日最終閲覧）。
- 徳田太郎（2020）「対話／熟議の場を生成するファシリテーション」総合人間学会（編）『総合人間学 14 いのちのゆれの現場から実践知を問う』本の泉社、pp.110-140。
- トクヴィル、アレクシ・ド（2005）『アメリカのデモクラシー 第一巻（上）』松本礼二（訳）、岩波書店。
- 藤井美文（2010）「なぜ熟議（討議）民主主義なのか—総括と展望—」文教大学『湘南フォーラム 文教大学湘南総合研究所紀要』第14号、pp.5-15。
- 前田健太郎（2019）『女性のいない民主主義』岩波書店。
- 水島治郎（2016）『ポピュリズムとは何か—民主主義の敵か、改革の希望か—』中央公論新社。
- 文部科学省（2020）「主権者教育（政治的教養の教育）実施状況調査について（概要）」（https://www.mext.go.jp/content/20210105-mxt_kyoiku02-000011959_2.pdf。2022年5月29日最終閲覧）。
- 山口晃人（2020a）「ロトクラシー—籤に基づく代表制民主主義の検討—」日本政治思想学会『政治思想研究』第20号、pp.359-392。
- 山口晃人（2020b）「議会政党の存在意義」日本政治学会（編）『年報政治学 2020-II 自由民主主義の再検討』筑摩書房、pp.100-124。
- レイブルック、ダーヴィッド・ヴァン（2019）『選挙制を疑う』岡崎晴輝、D.ヴァンオーヴェルベーク（訳）、法政大学出版局。

- Chambers, Simone (2018) “The Philosophical Origins of Deliberative Ideals,” in Andre Bachtiger, John S. Dryzek, Jane Mansbridge, and Mark E. Warren (eds.), *The Oxford Handbook of Deliberative Democracy*, Oxford University Press, pp.55-69.
- Collins, Michael (2001) “Critical Commentaries on Citizenship, Civil Society and Adult Education,” *Journal of Adult and Continuing Education*, Vol.4, pp.41-55. (マイケル・コリンズ (2002) 「シティズンシップ、市民社会そして成人教育—その批判的論評—」不破輝彦 (編) 『成人教育と市民社会—行動的シティズンシップの可能性—』不破輝彦 (訳)、青木書店、pp.37-57)
- Dahl, Robert. A (1985) *Controlling Nuclear Weapons: Democracy Versus Guardianship*, Syracuse University Press.
- Dahl, Robert. A (1989) *Democracy and Its Critics*, Yale University Press.
- Fishkin, James S. (2009) *When the People Speak: Deliberative Democracy and Public Consultation*, Oxford University Press. (ジェイムズ・S・フィシュキン (2011) 『人々の声が響き合うとき』曾根泰教 (監修)、岩木貴子 (訳)、早川書房)
- Goodin, Robert E. (2008) *Innovative Democracy: Democratic Theory and Practice After the Deliberative Turn*, Oxford University Press.
- Mackenzie, Michael K. and Mark E. Warren (2012) “Two Trust-based Uses of Minipublics in Democratic Systems,” in John Parkinson and Jane Mansbridge (eds.), *Deliberative Systems: Deliberative Democracy at the Large Scale*, Cambridge University Press, pp.95-124.
- Malleson, Tom (2018) “Should Democracy Work through Elections or Sortition?,” *Politics and Society*, Vol.46, No.3, pp.401-417.
- Mill, John S. (1874) *On Liberty*, Henry Holt and Company. (J.S.ミル (2020) 『自由論』関口正司 (訳)、岩波書店)
- Mill, John S. (1876) *Considerations on Representative Government*, Longmans, Green and Company. (J.S.ミル (1997) 『代議制統治論』水田洋 (訳)、岩波書店)
- Pateman, Carole (1970) *Participation and Democratic Theory*, Cambridge University Press. (キャロル・ペイトマン (1977) 『参加と民主主義理論』寄本勝美 (訳)、早稲田大学出版部)
- Vandamme Pierre Etienne and Antoine Verret Hamelin (2017) “A Randomly Selected Chamber: Promises and Challenges,” *Journal of Public Deliberation*, Vol.13, No.1, pp.1-24.
- Young, Iris M. (1996) “Communication and the Other: Beyond Deliberative Democracy,” in Seyla Benhabib (ed.), *Democracy and Difference: Contesting the Boundaries of the Political*, Princeton University Press, pp.120-135.
- Zakaras, Alex (2010) “Lot and Democratic Representation: A Modest Proposal,” *Constellations: An International journal of Critical and Democratic Theory*, Vol.17, No.3, pp.455-471.